

特別研究員 各位

独立行政法人 日本学術振興会

理事長 小野 元 之

(公印省略)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による特別研究員の採用の
中断及び延長の取扱いについて(通知)

特別研究員は、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念することを義務付けられておりますが、このたび、東北地方太平洋沖地震による被災等を考慮し、特別研究員本人が希望する場合には、下記のとおり採用の中断及び延長を可能とする取扱いをすることとしましたので、お知らせいたします。

なお、被災により現在研究を遂行することが困難な状況であっても、研究の再開に向けて準備を行っている場合は、必ずしも中断する必要はありません。

記

1. 対象者

特別研究員であって東北地方太平洋沖地震により被災したために、採用の中断及び延長を希望する者を対象とします。

2. 中断及び延長できる回数、期間

原則として、一回とします。

採用中断の開始日は平成23年4月～6月までの間の月の初めからとし、一ヶ月単位で承認することとします。中断した月数について、採用期間を延長します。

なお、本取扱いによる中断期間は、原則として通算十二ヶ月を上限とします。

ただし、平成22年度の科学研究費補助金(特別研究員奨励費)の繰越申請をしている者は、繰越が承認された場合、平成23年度に補助事業を完了する必要があります。平成23年度における採用再開の時期に充分注意して下さい。

3. 研究再開準備支援

本格的な研究再開に向け短時間の研究継続を希望する者は、採用中断の期間内において全部又は一部の期間について研究再開準備支援の扱いを受ける事ができ、申請の際は支援期間を二ヶ月単位で申請し、承認された月数の2分の1の期間につき、採用期間を延長します。

4. 研究専念義務の免除及び身分

採用中断中は、特別研究員としての研究計画に基づく研究専念義務を免除することとしますが、当該年度の全ての期間において採用を中断した場合を除き、研究報告書は従来ど

おり提出して頂きます。また、研究活動を制限するものではありません。

なお、採用中断中であっても特別研究員としての身分は有します。

5. 特別研究員－DC（博士課程在学者）が休学した場合の取扱い

特別研究員－DCについては、従来から、大学院博士課程を休学した場合は、特別研究員の資格を喪失することとなっておりますが、東北地方太平洋沖地震の被災を理由として特別研究員の採用を中断している期間に限っては、大学院博士課程を休学した場合でも、特別研究員の資格を継続することとします。

6. 研究奨励金の取扱い

採用中断中は、研究奨励金の支給を中断します。採用を再開した月から研究奨励金の支給を再開します。

延長期間に支給する研究奨励金の額は、延長期間において適用される額となります。

なお、研究再開準備支援の期間については、研究奨励金月額半額を支給します。

特別研究員（グローバルCOE）の場合、各拠点の当該事業の実施期間を超えての延長は認められません。

7. 手続き

別添の「被災に伴う特別研究員採用中断願」に必要事項を記載し、受入機関の事務局を経由して本会までご提出下さい。なお、大学の入構制限等により、受入機関の機関長印や受入研究者印を入手することが困難な場合には、当該欄が空欄のまま、当該願のコピーを本会に直接提出し、機関長印や受入研究者印が入手可能となった後速やかに両印のある書類を改めて受入機関の事務局を経由して提出してください。また、採用を再開する際には「被災に伴う特別研究員採用再開願」（研究再開準備支援の開始を含む。）の提出が必要となりますので、中断願と同様の手続きでご提出頂くこととなります。

8. 研究費の取扱い

採用中断に係る延長期間分については、別途あらたに科学研究費補助金（特別研究員奨励費）に応募することはできません。

9. 対象の事由

- ・研究施設の被災により、研究実施が困難な場合
- ・自宅（実家を含む）の復旧作業への従事が必要な場合
- ・復興援助のためのボランティア参加の場合 など

10. 適用開始日

平成23年4月1日より、中断の取扱いを開始します。

11. その他

この取扱いに関しご不明な点などは、お問い合わせ下さい。

【本件照会先】

日本学術振興会総務部研究者養成課

特別研究員事業担当

TEL:03-3263-4998

FAX:03-3222-1986